

## 参加資格要件

- 1 単独の個人又は法人であること。
- 2 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、別紙 15「樹木採取権運用協定書（案）」の内容で樹木採取権運用協定を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 3 樹木採取権が設定された際には、別紙 14「樹木採取権実施契約書（案）」に示した内容で樹木採取権実施契約を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 4 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しない旨の誓約書を提出する者であること。
- 5 法第 8 条の 9 第 1 項第 1 号の事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、別紙 11「北海道森林管理局 4 日高樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針」の内容に適合すること。また、申請書の内容に則して事業を行うことの誓約書を提出する者であること。
- 6 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意する旨の誓約書を提出すること。
- 7 北海道森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している以下の（１）から（13）の要件に適合する旨の誓約書を提出すること。
  - (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号（以下「予決令」という。））第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 契約年度を含む農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」を有している者であること。
  - (3) 契約年度を含む農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加を希望する地域において、北海道を選択している者であること。
  - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（契約年度を含む「競争参加者の資格に関する公示」において、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続に該当する手続きをした者を除く）でないこと。
  - (5) 契約年度の前年度を含む過去 15 カ年度内に完了した当該事業と同種の事業である「造林」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）

を有すること。

- (6) 当該事業と同種の事業について、契約年度の前年度及び前々年度の2年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業がある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。
- (7) 当該事業に配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており技術者の資格のいずれか（次に掲げる（ア）から（カ）まで）を有していること。
- （ア）技術士（林業、森林土木、林産等）
  - （イ）林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価等）
  - （ウ）フォレストマネージャー
  - （エ）フォレストリーダー
  - （オ）フォレストワーカー（林業作業士）
  - （カ）青年林業士
- なお、上記の資格を有しない場合、契約年度を含む過去15カ年度に造林、または素材生産である森林整備事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（（ア）現場代理人として経験した事業（イ）現場代理人以外で経験した事業）に基づくこと。）に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。
- (8) 当該事業に車両系建設機械運転技能講習修了者の資格等を有している者を配置できること。
- (9) 薬剤を使用する事業にあつては、契約年度の前年度を含む過去15カ年度内に完了した当該事業と同種の事業である「病虫獣害防除」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有するほかに、農薬管理指導士等の資格を有している者を配置できること。
- (10) 契約時に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

備考：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」

解説資料」は林野庁ホームページに掲載しております。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>)

- 8 公募期間の末日が、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売又は製品販売に関して、北海道森林管理局長から受けた指名停止の期間に当たらないこと。
- 9 暴力団排除に関する誓約書を提出する者であること。